

西予市農業委員会総会議事録

1.開催日時 令和6年10月22日(火)午後1時37分

2.開催場所 西予市役所 5階 大会議室

3.出席委員34名(1~19番:農業委員、20~38番:農地利用最適化推進委員)

議席	氏名	出席	欠席	議席	氏名	出席	欠席	議席	氏名	出席	欠席
1番	宇都宮文隆	○		2番	中村 吉年	○		3番	三好三智男	○	
4番	岡本 荒侍	○		5番	井関 吉博		○	6番	菊池 茂守	○	
7番	泉原 猛男	○		8番	大久保 卓	○		9番	酒井 馨一	○	
10番	三好 國則	○		11番	三瀬 昇	○		12番	武田 孝司	○	
13番	五藤 忍	○		14番	上甲 憲章	○		15番	土居 賢一	○	
16番	高岡 常夫	○		17番	志波 豊	○		18番	片岡 政志	○	
19番	二宮 清治	○		20番	兵頭 暁彦	○		21番	森 半治	○	
22番	谷口 健作	○		23番	高橋 真也	○		24番	河野 哲	○	
25番	清家 純一	○		26番	清水 栄一	○		27番	平井 一清	○	
28番	山内 正紀	○		29番	出水 洋一	○		30番	角藤 博文	○	
31番	城内 忠		○	32番	宇都宮幸紀	○		33番	和氣 公三	○	
34番	芝 幹夫	○		35番	三瀬 重綱	○		36番	濱田 増人	○	
37番	久重 儀之		○	38番	大塚 康倫	○					

4.欠席委員 3名 5番 井関 吉博 31番 城内 正 37番 久重 儀之

5.議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第40号 農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について
- 日程第4 報告第41号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下げについて
- 日程第5 報告第42号 西予市農業振興地域整備計画の変更について
- 日程第6 報告第43号 農地現況証明について
- 日程第7 報告第44号 非農地現況証明について
- 日程第8 報告第45号 農地所有適格法人の要件確認について
- 日程第9 議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第10 議案第38号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第11 議案第39号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第12 議案第40号 農地移動適正化あっせん委員の指名について

6.出席した事務局職員

事務局次長 木崎 真近 農地係長 井上 誠教 農地係主査 二宮 裕一

7. 会議の概要

木崎次長	ご起立ください。礼。ご着席ください。 ただいまから令和6年10月の定例総会を開会いたします。なお、松末事務局長から宇和町土地改良区役員協議が長引いており、遅れる旨の連絡がありました。それでは、開会にあたりまして、宇都宮会長があいさつを申し上げます。
宇都宮会長	来たる10月19日、西予市合併20周年記念式典が開催されました。式典では、産業・経済部門において泉原猛男委員と志波豊委員が農業振興、農業行政の貢献が顕著であったことから功労賞を授与されました。誠にありがとうございます。今後とも西予市のために尽力いただきますことをお願いいたします。 作物の収穫時期を迎え、農作業が一段と忙しくなってきました。重ねてになりますが、事故のないよう、安全に作業をしていただくようお願いします。簡単ではありますが、あいさつに代えさせていただきます。
木崎次長	それでは、議事に移ります。議事進行は規則によりまして宇都宮会長が務めます。
宇都宮会長	それでは、ただ今から10月定例総会を開会いたします。本日の出席委員は、農業委員19名中18名、農地利用最適化推進委員19名中17名で定足数に達しており、総会は成立しています。5番井関委員、31番城内委員、37番久重委員から欠席の旨、通告がありましたので、報告します。
宇都宮会長	次に、日程第1「議事録署名委員の指名について」議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。 (異議なし。との声)
宇都宮会長	異議なしと認めます。 それでは、16番高岡委員、29番出水委員のお二人をお願いします。
宇都宮会長	次に、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。 会期は、本日1日間と致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (異議なし。との声)
宇都宮会長	異議なしと認めます。 よって、会期は、本日1日間と決定しました。
宇都宮会長	次に、日程第3、報告第40号「農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
井上係長	報告第40号「農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について」報告いたします。議案書の2ページから4ページをご覧ください。今月の合意解約は、農業経営基盤強化促進法に基づく、賃貸借権の解約が12件、使用貸借権の解約が2件となっています。以上で「農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について」報告を終わります。
宇都宮会長	次に、日程第4、報告第41号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下げについて」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

井上係長	報告第 41 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の取下げについて」報告いたします。議案書の 4 ページをご覧ください。今月の農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の取下げは 1 件となっています。整理番号 1 番は、父親の居住する敷地内に建設することに変更したため、申請を取り下げるものです。以上で「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の取下げについて」報告を終わります
宇都宮会長	次に、日程第 5、報告第 42 号「西予農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
井上係長	報告第 42 号「西予農業振興地域整備計画の変更について」報告いたします。議案書の 4 ページから 5 ページをご覧ください。今月の西予農業振興地域整備計画の変更は 8 件となっています。農業用施設への用途変更が 1 件で、面積が牧場 758 m ² 、農用地区域への編入が 1 件で、面積が畑 1,085 m ² 、農用地区域からの除外が 6 件で、面積が田 2,222 m ² 、畑 1,457 m ² の合計 3,679 m ² となります。以上で「西予農業振興地域整備計画の変更について」報告を終わります。
宇都宮会長	次に、日程第 6、報告第 43 号「農地現況証明について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
井上係長	報告第 43 号「農地現況証明について」報告いたします。議案書の 6 ページをご覧ください。整理番号 1 番、申請人、松山市、●●●●ほか 1 名から提出のあった証明願いは、農業委員、16 番高岡委員、19 番二宮委員の確認の印鑑もございましたので、記載してあります日付をもって証明書を発行いたしました。今回の証明書発行によりまして、法務局への地目変更登記が可能となります。以上で「農地現況証明について」報告を終わります。
宇都宮会長	次に、日程第 7、報告第 44 号「非農地現況証明について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
井上係長	報告第 44 号「非農地現況証明について」報告いたします。議案書の 6 ページから 7 ページをご覧ください。整理番号 1 番、申請人、神奈川県横浜市●●●●ほか 7 名から証明願いが提出されましたので、平成 25 年 1 月 1 日から施行されています「非農地証明取扱要領」の基準に基づき審査を行うとともに、農業委員、7 番泉原委員、8 番大久保委員、10 番三好委員、11 番三瀬委員、14 番上甲委員の確認の印鑑もございましたので、記載してあります日付をもって証明書を発行いたしました。今回の証明書発行によりまして、法務局への地目変更登記が可能となり、農地法の規制や適用を受けない土地となります。以上で「非農地現況証明について」報告を終わります。
宇都宮会長	次に、日程第 8、報告第 45 号「農地所有適格法人の要件確認について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
二宮主査	報告第 45 号「農地所有適格法人の要件確認について」報告いたします。議案書の 8 ページをご覧ください。農地所有適格法人は農地法第 6 条第 1 項の規定により、事業年度終了後、3 箇月以内に事業の状況等を農業委員会に報告しなければならないことになっています。今回、「株式会社●●●●」「株式会社●●●●」「合同会社●●●●」から報告がありましたので、農地所有適格法人として要件を満たしているか否かをチェックしました。その結果につきましては、農地所有適格法人の要件確認書をもって報告とさせていただきます。

	できます。以上で「農地所有適格法人の要件確認について」報告を終わります。
宇都宮会長	次に、日程第9、議案第37号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号1番から5番までの5件を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。
二宮主査	議案第37号、「農地法第3条の規定による許可申請について」説明いたします。議案書9ページをご覧ください。今月の農地法第3条の規定による許可申請は5件でございます。権利別では、所有権移転の売買が3件、贈与が2件です。なお、法第3条第2項各号の判断については、別添調査書の1ページから5ページにあるとおり、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の提案説明を終わります。
宇都宮会長	ただいまの説明に関連して、地区担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。整理番号1番をお願いします。
25番清家委員	1番の案件について25番清家が報告します。受人は農業用倉庫を探しており、渡人に相談したところ、現在町外に住んでおり、農地も売却したいということで今回の申請に至りました。受人は許可要件を満たしており、問題ないと思います。また、申請地は農地として耕作されていること、農地、農業用倉庫であることを10月17日に三好農業委員と確認しました。
宇都宮会長	2番をお願いします。
20番兵頭委員	2番の案件につきまして20番兵頭が報告します。受人と渡人は親戚関係にあります。渡人は遠方に住んでおり管理ができないため、受人が申請地を譲り受けて家庭菜園を行いたいということです。初めての農地取得となりますので、営農計画書の提出があり確認しました。10月17日に上甲農業委員と現地確認を行いました。以前は、草や雑木が生い茂り荒地となっていたそうですが、今は茄子などの季節野菜が栽培されており、耕作されていることを確認しております。許可要件をすべて満たしており、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。
宇都宮会長	3番をお願いします。
33番和氣委員	3番の案件につきまして33番和氣が報告します。10月20日に三瀬農業員ともども受入立会いのもとで現地調査をしました。受人は経営規模を拡大するために取得したいということです。取得後においては、すべての農地を耕作すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないことから、許可要件を全て満たしております。また、申請地は農地として耕作されております。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。
宇都宮会長	4番をお願いします。
21番森委員	4番の案件につきまして21番森が報告します。10月14日に三瀬農業委員と現地調査を行いました。受人は経営規模を拡大するために取得したいということです。現在は農地として利用されていないのですが、取得後においては農地として利用することとしており、またその他の許可要件を満たしております。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。

宇都宮会長	5 番をお願いします。
4 番岡本委員	5 番の案件につきまして、31 番城内推進委員が欠席につき城内委員から現地調査報告書を預かっておりますので、4 番岡本が代理で読み上げます。「10 月 19 日に岡本農業委員と受入とで現地確認を行いました。申請地には現在一部に防風林が植わっておりますが、受入から提出された農地復旧計画書では、取得後、令和 7 年 7 月頃をめどに伐採し、栗を植えるとのこと。取得後においては、すべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないと思われます。受入は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。」以上です。
宇都宮会長	現地の状況につきましては、地区担当推進委員から報告がありました。 ただいまの地区担当推進委員からの報告に関しまして、農業委員から補足説明等がありましたら、報告をお願いいたします。 (補足説明なし)
宇都宮会長	特に補足説明等がありませんので、これより質疑に移ります。 ただいまの事務局の説明や地区担当推進委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
宇都宮会長	質疑がないようなので以上で質疑を終結といたします。 お諮りいたします。日程第 9、議案第 37 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番から 5 番までの 5 件を原案のとおり許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
宇都宮会長	全員賛成と認めます。日程第 9、議案第 37 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番から 5 番までの 5 件を原案のとおり許可することに決定しました。
宇都宮会長	次に、日程第 10、議案第 38 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。
井上係長	議案第 38 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」説明いたします。議案書の 10 ページをご覧ください。今月の農地法第 5 条第 1 項の規定による申請は 1 件で、権利別では、所有権移転の売買が 1 件となります。 転用の理由は、整理番号 1 番は、生コン等の建設資材の製造販売業を営んでいますが、従業員駐車場の土地を返却することになり、また、業務の受注が増えているため、申請地を駐車場兼資材置場として整備したいとのこと。以上、農地区分及びその他の要件につきましては、別添意見書 6 ページにあるとおり、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の提案説明を終わります。
宇都宮会長	ただいまの説明に関連して、農業委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。整理番号 1 番をお願いします。

33 番和氣委員	1 番の案件につきまして、5 番井関農業委員が欠席につき井関委員から現地調査報告書を預かっておりますので、33 番和氣が代理で読み上げます。「10 月 20 日に和氣推進委員と現地確認を行いました。受入は、生コン等の建築資材の製造販売業を営んでいますが、従業員駐車場の土地を返却することになり、また業務の受注が増加しているため、申請地を駐車場兼資材置き場として整備したいとのことです。隣接農地に排水が侵入しない配置や配管、また隣接農地への陽当たりに配慮した建物の配置計画となっており、周辺農業への支障はないものと思われます。」以上です。
宇都宮会長	現地の状況につきましては、農業委員からの報告がありました。 ただいまの農業委員からの報告に関しまして、地区担当推進委員から補足説明等がありましたら、報告等お願いいたします。 (補足説明なし)
宇都宮会長	特に補足説明等がありませんので、これより質疑に移ります。 ただいまの事務局の説明や農業委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
宇都宮会長	質疑もないようですので質疑を終結とし、日程第 10、議案第 38 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」整理番号 1 番を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに賛成する農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
宇都宮会長	全員賛成と認めます。よって、日程第 10、議案第 38 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」整理番号 1 番を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに決定しました。
宇都宮会長	次に、議案第 39 号については、25 番清家委員が農業委員会法第 31 条、議事参与の制限にあたりますので、退席をお願いいたします。関係議案の審議終了後に入室・着席していただきます。 《25 番清家委員 退席》
宇都宮会長	次に、日程第 11、議案第 39 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。
木崎次長	今月の農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による案件は、21 件でございます。議案書の 11 ページから 13 ページをご覧ください。西予市長より令和 6 年 10 月 8 日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。利用権の再設定が 14 件、新規の利用権設定が 6 件です。利用権の設定をする者が 20 名、利用権の設定を受ける者が 12 名、うち認定農業者が 6 名でございます。利用権設定の面積は 49,960 m²、筆数が 39 筆です。 所有権移転は 1 件で、整理番号 1 番、所有権の移転をする者は、松山市、●●●●、所

	有権の移転を受ける者は、三瓶町和泉、●●●●、経営面積は 21,189 m²で認定農業者です。所有権移転の面積は 4,395 m²、筆数は 2 筆です。所有権移転の時期は令和 6 年 11 月 1 日、対価は 550,000 円です。 以上の計画内容は、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で提案説明を終わります。
宇都宮会長	事務局の提案説明が終わりましたので、これより質疑に移ります。質疑はございませんか。 (質疑なし)
宇都宮会長	質疑もないようですので質疑を終結とします。お諮りいたします。日程第 11、議案第 39 号「農用地利用集積計画の決定について」利用権設定及び所有権移転の 21 件を原案のとおり、決定することに賛成する農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
宇都宮会長	全員賛成と認めます。よって、日程第 11、議案第 39 号「農用地利用集積計画の決定について」利用権設定及び所有権移転の 21 件は原案のとおり決定しました。 《 25 番清家委員 着席》
宇都宮会長	次に、日程第 12、議案第 40 号「農地移動適正化あっせん委員の指名について」を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。
二宮主査	議案第 40 号「農地移動適正化あっせん委員の指名について」説明申し上げます。議案書の 13 ページをご覧ください。 整理番号 109 番、申請人、伊予郡松前町、●●●●、土地の表示、西予市城川町嘉喜尾 ●●●●番、面積 1,084 m²、申し出の理由は、遠隔地に居住しており耕作ができないとのことです。 整理番号 110 番、申請人、大阪府大東市、●●●●、土地の表示、西予市宇和町清沢 ●●●●番ほか 4 筆、面積 5,401 m²、申出の理由は、遠隔地に居住しており、通作ができないとのことです。 今回 2 件、6 筆のあっせん申し出となっています。農地移動適正化あっせん基準第 11 条の規定によりまして、農地利用最適化推進委員から 1 名以上を指名することとなっていますので、案としまして議案番号 109 番は「31 番城内委員」、議案番号 110 番は「29 番出水委員」をあっせん委員として記載しています。以上で「農地移動適正化あっせん委員の指名について」の提案説明を終わります。
宇都宮会長	事務局の提案説明が終わりましたので、これより質疑に移ります。質疑はございませんか。 (質疑なし)
宇都宮会長	質疑もないようですので、質疑を終結とし、議案書に記載しています整理番号 109 番は 31 番城内委員を、110 番は 29 番出水委員をあっせん委員として指名いたします。

宇都宮会長

以上をもちまして本日の定例総会を終了いたします。

木崎次長

ご起立ください。礼。お疲れ様でした。

午後2時07分閉会

議事録署名委員

会 長

16 番 委 員

29 番 委 員